

『地域の中で社会の
一員として生きる』

障害福祉サービス事業所

生活介護事業 定員20名

大きなかぶ

【おおきなかぶ】



開所年月日／平成17年4月1日 新体系事業移行年月日／平成23年11月

住所／広島県府中市鵜飼町555番地31 TEL(0847)45-1644 FAX(0847)45-1654

E-mail : ookina.kabu.1990nkz@mpa.fuchu.jp

事業所の目的

利用者の生活の向上と自己自立の促進を図ることを目的とし、利用者・家族の多様なニーズに的確に応えられる地域の拠点事業所として運営する。

個々の特性に着目した質の高い支援を行い、障害者一人ひとり、家族一人ひとりの細やかなニーズに応えながら環境や地域社会に対する働きかけを行い、障害者福祉の向上を目指した活動を行う。

事業所の運営方針

- (1) 利用者個人の尊重と権利擁護および虐待の防止に努める。
- (2) 利用者一人ひとりの意思を尊重し、利用者のニーズを満たすことに努める。
- (3) 福祉サービス事業所の役割を自覚し、利用者のみならず地域住民に対して事業の専門性をいかした情報提供、サービス提供に努める。
- (4) 法令順守～「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員・設備および運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

事業の内容

日常生活支援をはじめとして創作活動、療法活動、生産活動や外出の機会を提供し、地域生活を行う事を前提とした生活スキルの向上を目指した取り組みを行う。

- (1) 基本的生活習慣の習得および支援方法については、個別支援計画に基づいて行う。
- (2) 健康維持を目的として、栄養面の配慮と軽運動を行う。
- (3) 創作活動、療法活動、生産活動をとおして意欲の向上と達成感が得られる支援を行う。
- (4) 外出支援で公共のマナーや金銭感覚が習得できるよう支援する



備しました。
成金を受け
て整備しま
した。この施
設は、「日本財
團」による競
艇競争交付金補助施設

活動内容

●生活支援

基本的生活習慣の習得を目指した支援を行うとともに、入浴・洗濯などの支援も行う。

●健康管理

毎日の健康観察で健康状態の把握を行い、担当医との連携を取りながら疾病の予防に努める。

●療法活動

3B体操、音楽療法、ホースセラピーなどの体験をとおして心身のリフレッシュを図る。



●創作活動

一人ひとりの感性を大切にして取り組み、創造性や可能性を引き出し作品展で発表する。

●クラブ活動、自治会活動

利用者が主体的に活動を行うために企画・実施において側面から支援する。

●生産活動

「働く」ことをとおして、利用者相互の協力で作業が成り立っていることを知り、作業意欲や技術の向上に繋げる。



年間行事

- | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------------------|------------------------|------------|----------|---------------|------------|------------------------|
| 3月
ひな祭り | 2月
節分 餅つき | 1月
とんどめぐり | 12月
お楽しみ会 | 11月
自治会活動 | 10月
一泊旅行、日帰り旅行
(毎年、交互に実施) | 9月
東部地区親善
スポーツ大会 | 8月
夏季休暇 | 7月
七夕 | 6月
作業・活動参観 | 5月
社会見学 | 4月
東部地区親善球技大会
花見 |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------------------|------------------------|------------|----------|---------------|------------|------------------------|



利用対象者

原則として18歳以上で療育手帳の発行を受けている人

利用定員

生活介護事業／20名

利用手続き

利用者が居住する市町の福祉事務所に福祉サービス利用の申請を行うと受給者証が交付されます。施設(事業者)とサービス利用に関する契約を結び、サービスを利用する仕組みとなっています。

利用料

- ①国が定める介護給付費の自己負担分
- ②食事の提供に要する費用(1食565円)
- ③その他、自立支援給付費の対象とならない諸経費の自己負担分

日課

- 9:30 通所・送迎・検温・健康観察
- 9:45 利用者朝会(日課の確認)
- 10:00 生活支援及び作業支援
(入浴、洗濯支援、軽作業)
- 11:30 うがい・手洗い・配膳
- 12:00 昼食
- 13:00 検温・歯磨き
- 13:30 創作活動及び療法活動
- 15:20 掃除
- 15:40 帰宅準備
- 16:00 送迎

